

議員提出議案第 3 号

進学奨励金の一般化を求める決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出し、本議会の議決を求める。

平成 2 9 年 3 月 2 3 日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	大 平 高 志
賛成者	同	桑 本 始
	同	前 田 智 章
	同	青 亀 壽 宏
	同	小 椋 正 和
	同	川 本 正 一 郎
	同	高 塚 勝
	同	新 藤 登 子
	同	藤 本 則 明
	同	山 田 義 男

平成 2 9 年 月 日

琴浦町議会議長 手 嶋 正 巳

進学奨励金の一般化を求める決議

経済的理由で大学など高等教育を受けられない、高い学費と奨学金という「教育ローン」で卒業したものの多額の借金に苦しむ若者の問題が大きな社会問題になっています。

このような世論を反映して返済不要の「給付型奨学金」が平成 29 年度は私立の自宅外通学生 2,800 人から先行実施され、平成 30 年度からは 2 万人規模となります。

しかし、これは全学生の 2.5% でしかなく、アメリカ 47%、イギリス 48%、ドイツ 25% と比べても劣っています。

国が考えている給付対象は住民税非課税世帯ですが、給付規模は非課税世帯の 1 割程度でしかありません。OECD（経済開発協力機構）加盟国の半数の国では大学の学費は無償ですが、日本の場合国立大学の授業料は 54 万円、私立大学は平均 86 万円と経済的に狭き門になり、若者が学べる環境の改善は国民的課題になっているといえます。

琴浦町では、同和対策として行われてきた「進学奨励金」が平成 26 年から高校に限って一般化され、現在では保護者の町民税所得割の課税標準額の合計が 150 万円に満たない家庭の高校生に対して月額 5,000 円の奨励金を支給して進学を奨励しているが、大学及び専修学校は町内の同和地区に住所を有する者又は町内の同和地区出身者の子等に限定した支給となっている。

今や若者の学ぶ条件整備は“待ったなし”の状態であり、町内の住むところや出身地による線引きは合理的理由が希薄となっている。平等・公平の原則から進学奨励金給付規則を見直し、大学並びに専修学校についても一般化に踏み切るよう特段の努力を払うべきである。

以上、決議する。

平成 29 年 3 月 23 日

鳥取県東伯郡琴浦町議会